

令和元年 月 日

人権教育基本方針（案）

忠岡町教育委員会

国連は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に世界人権宣言を採択して以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

こうした取組の中から、1994年第49回国連総会において、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造をめざす「人権教育のための国連10年」が決議された。

わが国は、日本国憲法を施行して半世紀、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取組を進めてきた。しかし、わが国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、女性、障がい者、高齢者、子ども、在日外国人に係る人権問題等をはじめ様々な人権問題が存在している。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務でもある。すべての人々が、自ら積極的に考え、行動することが、こうした人権が尊重される社会をつくるために必要である。

このことは、人々のたゆまない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法並びに大阪府人権尊重の社会づくり条例、忠岡町人権擁護に関する条例等の精神にのっとり、忠岡町の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成をめざして教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 2 人権問題が社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 町民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。
- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育及び就学前教育との連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。

基本的推進方向

(1) 人権問題の状況

わが国は、日本国憲法の施行後、憲法の保障する基本的人権の確立に向けた各種の法律や制度の整備を進めるとともに、国際人権規約をはじめ「児童の権利に関する条約」など人権が尊重される社会の実現に向けた様々な条約を締結し、国際社会の一員として具体的な取組を進めてきた。

しかしながら、わが国においては、今なお、様々な人権問題が存在している。

人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取組を可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるためには、学校におけるあらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われているが、全ての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが重要である。

【男女平等教育】

男女の平等を実現するためには、性別に捉われず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方が選択できることが重要である。そのためには、固定的な性差感や性別役割分担意識を払拭するよう、全ての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。

【子どもの人権】

子どもの人権については、仲間はずしや言葉・暴力によるいじめ、インターネットを通じて行われるいじめによって、時には命に係わる深刻な状況も生み出されており、平成25年（2013年）「いじめ防止対策推進法」が施行された。さらに薬物乱用、自死などの問題も生じている。近年、子どもの貧困が大きな社会問題となり、平成26年（2014年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、教育の機会均等を図るために子どもの貧困対策を総合的に推進することとされた。また、家庭における児童虐待など、子どもの健やかな成長が阻害される問題が顕在化しており、学校における体罰も根絶されていない。さらに、不登校、高校中途退学等教育を受ける権利の保障という観点からの問題もあり、平成29年（2017年）、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行された。

【高齢者の人権】

わが国では、現在、ほぼ4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えている。高齢者が社会の一員として尊重され、一人ひとりが生きがいを持ち充実して暮らすことのできる長寿社会の実現が求められている。しかしながら、高齢者に対するネグレクトを含む虐待、財産権の侵害などの人権侵害をはじめ、一人暮らしの高齢者の孤独な死や自死の増加といった深刻な社会問題が生じている。

【障がい理解教育】

障がい者の人権については、障がい者の完全参加と平等な社会の実現が求

められている。しかし、障がい者を取り巻く社会環境においては、障がい及び障がい者に関する理解と認識の不足、物理的・制度的・文化情報面での制約などの社会的障壁があり、障がい者の自立と社会参加が阻まれている状況も生じている。このような中、平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、施設や病院等における人権侵害に関わる事例の発生など、障がい者に対する人権侵害や差別がまだ存在している。

障がい者が社会生活及び社会の発展に参加する「完全参加」及び他の人々と同等の生活を送ることができる「平等」な社会を実現するため、障がい者が社会の一員として障がいのない人と同等に生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がい者が一人の人間として尊重され、社会からのサービスを平等に享受でき、意欲やニーズに応じて社会に参加できる機会が平等に確保されることが重要であり、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が求められている。

障がいのある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活を送ることができるよう、きめ細かな教育を推進する。その際、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことの意義を十分踏まえ、交流及び共同学習を積極的に推進する。また、障がいのある子どもを学校全体で受け止めるとともに一人ひとりの障がいの状況に応じた教育が行えるよう、適切な合理的配慮を提供し、全ての学校における教育及び教育環境の充実を図る。

【同和問題（部落差別）】

同和問題（部落差別）は、わが国固有の人権問題であり、人間の自由と平等に関する重大な問題であるという認識のもと、その解決は国民的課題として取り組まれてきた。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的基盤整備では着実に成果をあげてきたが、今なお差別発言やインターネット上の差別を助長する書き込み、結婚・就職等における差別など、差別意識の解消が十分に進んでいるとは言えない状況にある。このため平成28年（2016年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、必要な教育及び啓発を行うことが求められている。

【在日外国人・国際理解教育】

本府には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く生活しており、また、国際化の進展に伴い人々の交流が進み、新たな渡日者も増加している。加えて、国籍法の改正により重国籍の子どもたちも増えてきている。そのような状況の中、外国人であることを理由とした就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しており、言語、文化、習慣、価値観の理解が不十分なことなどから起こる偏見や差別等の問題も生じている。また、平成28年（2016年）には、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチを解消するため「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。在日外国人との関係においては、その歴史性や異なる文化や価値観を理解し尊重することで、違いを認め合い、共に暮らすことのできる社会を実現するために必要な教育活動が求められている。

また、在日外国人については法的地位の向上や民族性の尊重等の課題もある。

在日外国人の子どもの教育については、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、一人ひとりの子どもが将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。

また、在日外国人の子どもが本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であることから、これらの子どもが自らの誇りと自覚を高め本名を使用できるよう環境づくりを進めるとともに、在日外国人の子どもを学校全体で受け止め、全ての子どもがそのことを理解できるよう教育を進める。

在日韓国・朝鮮人の子どもについては、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して、歴史、文化、言語等についての学習ができる環境の醸成に努めるなど、自らの誇りと自覚が高められるよう、学校園の実態に応じた支援に努める必要がある。

また、在日外国人の子どもで、近年日本に新たに来た子どもたちの中には日本語の習得が不十分であるため、日常の学習活動に支障を来す者がおり、教科指導と連携した日本語習得のための指導を行う必要がある。さらに、学校での教育効果を高めていくためには、保護者と意思疎通を図ることが重要であり、母語によるサービスの提供などを行う必要がある。

【セクシュアル・ハラスメント】

教職員の子どもに対するセクシュアル・ハラスメントは、子どもの心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害し、その後の成長に避けがたい影響を与える深刻な問題である。セクシュアル・ハラスメントに対しては厳しく対処するとともに、その発生を防止し、子どもの学習環境を保障するため、教職員研修を実施するなど、教職員の問題意識の喚起と資質の向上を図ることが重要である。

人権問題は、以上の範囲に止まらず、また、固定的なものではなく、HIV感染者等に対する人権侵害など疾病に対する理解不足や間違った認識、偏見から生じる人権問題や、プライバシーの侵害等情報化に伴う影の部分など、社会の変化とともに、様々な形で新たに発生する可能性のある問題でもあるとの認識に立つことが重要である。

（2）人権が尊重された教育

【教科指導】

教科指導においては、学習者である子どもの立場に立って、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るために創意工夫を生かし特色ある教育活動を開拓するなど、個性と創造性を生かす教育の充実に努めることが重要である。また、学校や学級の中で、一人ひとりの存在や思いが大切にされる環境が成立している必要がある。

【学校における集団生活】

学校における集団生活は、家庭から社会生活への第一歩となるものであることから、集団生活を通して、自分の権利と義務を自覚させることや他者を尊重する態度を育成することが重要である。

指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。

【進路指導】

進路指導に当たっては、各学校において指導体制を整備し、子ども一人ひとりの個性、能力、適性に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、幅広い職業観を含めた将来展望を形成する多様な情報提供と指導を通して、最終的な自己決定を支援することが必要である。なお、子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する必要がある。

【生徒指導】

生徒指導に当たっては、各学校において指導体制を整備するとともに、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、校則を見直すなど子どもの自覚と自立を促すことを基本として、その実態に応じて、子ども一人ひとりの自己実現を支援し、問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくことが重要である。また、体罰は、子どもの人間としての尊厳を傷つけ教育効果を損ねるばかりでなく、学校に対する保護者や地域の信頼を著しく損ないかねないものである。教職員は、いかなる場合にも体罰が許されるものではないことについて再認識する必要がある。

【学校における体育・スポーツ】

学校における体育・スポーツは、心身を発達させるとともに生涯にわたり運動に親しむ態度を身に付けることをめざしている。このため、画一的な指導や運動部活動における勝利至上主義等の問題を人権尊重の視点から見直し、子どもが自主的に取り組み、自らの目標を達成することを基本として、一人ひとりのニーズにこたえられる多様な指導を推進していく必要がある。

【差別事象やいじめ問題への対応】

差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とし、まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。また、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。さらに、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行うとともに、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。とりわけ、いじめの問題では、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。差別やいじめを許さない集団づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結び付く技術・技能や態度の育成を図る必要がある。